

# 定款

株式会社FROGS

# 株式会社FROGS定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、株式会社FROGSと称し、英文ではFROGS Corp.と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 研修、スクール、セミナー、講演等の開催、企画、コンテンツ販売、運営管理業務
2. 人財採用、人財育成、能力資質開発に関するコンサルティング業務
3. 人財の能力資質開発に関する教育・研修事業
4. 各種イベントの企画、制作及び運営及びその請負
5. 企業の経営や人事に関するコンサルティング業務
6. 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
7. イベント・研修・宿泊施設の所有、企画、運営、管理、経営及びコンサルティング業務
8. 株式の保有、売買並びにその他の投資事業
9. ソフトウェア及びインターネット関連サービスの企画、開発、運営、管理
10. 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を沖縄県豊見城市に置く。

### (公告の方法)

第4条 当社の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。

### (機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、11万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

- |        |      |
|--------|------|
| 普通株式   | 10万株 |
| 甲種種類株式 | 1万株  |

### (株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### (相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

### (株券の不発行)

第9条 当会社の株式については、株券を発行しない。

**(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)**

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第13条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）を提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

**(質権の登録及び信託財産の表示)**

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第13条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。

3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前二項に準ずる。

**(手数料)**

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

**(株主の住所等の届出)**

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

**(基準日)**

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

## 第2章の2 甲種種類株式

**(甲種種類配当金)**

第14条の2 当会社は、第39条の規定に従い、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲種種類株式を有する株主（以下「甲種種類株主」という。）又は甲種種類株式の登録株式質権者（以下「甲種種類株式登録質権者」といい、甲種種類株主と併せて「甲種種類株主等」という。）に先立ち、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株式登録質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に剰余金の分配を行い、その後なお分配可能利益がある場合には、甲種種類株式1株につき、普通株式に対する1株あたり配当額の33分の1の額の配当金（以下「劣後配当金」という。）を支払う。ただ

し、普通株式に対する配当額が1株あたり1,000円未満の時は、甲種種類株式には配当を行わないものとする。なお、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が甲種種類株式を取得した場合、当該甲種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

#### (残余財産の分配)

第14条の3 当社は、残余財産を分配するときは、甲種種類株主等に対して、甲種種類株式1株当たり、普通株式1株に対して分配する残余財産分配額の33分の1の額の分配額を支払う。

#### (普通株式を対価とする取得)

第14条の4 当社は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ、株式公開に関する主幹事である金融商品取扱業者から要請を受けた場合、取締役会の定める日をもって、甲種種類株式の全部を取得し、引換えに甲種種類株主に当社の普通株式を交付することができる。甲種種類株式の取得と引換えに各甲種種類株主に対して交付する当社の普通株式の株式数は、各甲種種類株主が有する甲種種類株式の数に、甲種種類株式取得価額を乗じて得られる額を普通株式取得価額で除して得られる数とする。かかる取得により各甲種種類株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。本条に定める甲種種類株式取得価額は当初300円とし、普通株式取得価額は、当初10,000円とし、次条に基づき調整される。

#### (取得価額の調整)

第14条の5 前条に定める甲種種類株式取得価額及び普通株式取得価額は、以下の定めにより調整される。

##### (1) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

甲種種類株式取得価額又は普通株式取得価額の株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、株式の分割、併合又は無償割当てを行う甲種種類株式取得価額又は普通株式取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

##### (2) その他の調整

前号に掲げた事由によるほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が判断する場合には、当社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲において甲種種類

株式取得価額又は普通株式取得価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。

#### (議決権)

第14条の6 甲種種類株主は、当会社株主総会及び甲種種類株式株主を構成員とする種類株主総会において、甲種種類株式1株につき、1個の議決権を有する。

#### (株式の分割、株式の併合等)

第14条の7 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び甲種種類株式につき同一割合でこれを行う。

2 当会社は株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、甲種種類株主には甲種種類株式又は甲種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。

3 当会社は株主に募集株式の割り当てを受ける権利又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、甲種種類株主には甲種種類株式又は甲種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会決議事項)

第15条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

#### (招集)

第16条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

#### (招集手続)

第17条 株主総会を招集するには、株主総会の日の前1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

#### (決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の

議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### **(株主総会の決議等の省略)**

第20条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

#### **(議決権の代理行使)**

第21条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

#### **(株主総会議事録)**

第22条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、当会社本店において株主総会の日から10年間備え置くものとする。

## **第4章 取締役及び取締役会**

#### **(員数)**

第23条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

#### **(取締役選任及び解任の方法)**

第24条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

#### **(任期)**

第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

#### **(代表取締役及び役付取締役)**

第26条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2 取締役会の決議により、代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

#### **(取締役会の招集)**

第27条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締

役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の5日前までに発する。ただし緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### **(決議の方法)**

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### **(取締役会の決議等の省略)**

第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

2 取締役又は監査役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

#### **(取締役会議事録)**

第30条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

#### **(取締役会規程)**

第31条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

#### **(報酬等)**

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

## **第5章 監査役**

#### **(監査役の権限の範囲)**

第33条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

#### **(員数)**

第34条 当会社の監査役は、1名以内とする。

#### **(監査役選任及び解任の方法)**

第35条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### **(任期)**

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

#### **(報酬等)**

第37条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

### (剰余金の配当)

第39条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

### (剰余金の配当の除斥期間)

第40条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第7章 附 則

### (設立に際して出資される財産の価額等)

第41条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金300万円とする。

2 当会社の設立に際して発行する株式の数は300株、それと引換えに払い込む金銭の額は1株につき金1万円とする。

### (成立後の資本金及び資本準備金の額)

第42条 当会社の成立後の資本金の額は、設立に際して株主となる者が払込み又は給付をした財産の額とし、資本準備金には組み入れない。

### (発起人の氏名ほか)

第43条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

沖縄県島尻郡与那原町字東浜97番地の3 Fステージ東浜1206

発起人 山崎 暁 300株、 金300万円

### (最初の事業年度)

第44条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成29年12月31日までとする。

### (定款に定めのない事項)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上